

2023年9月27日号

★号外★

社会保険の「年収の壁」ってなに？（セミナー開催）

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

今回は、最近ニュースなどで頻繁に取り上げられている、健康保険・厚生年金保険（以下社会保険）の「年収の壁」について、分かりやすく解説します。

社会保険の「年収の壁」は大きく2つあります。

① **130万円**

社会保険では、年収130万円未満は扶養の範囲内とされます。

たとえば、妻が夫の扶養に入っている場合、妻は社会保険料の支払いをする必要はなく、老後の年金についても基本的には受け取ることができます。

ここでいう「年収」とは、現在や未来の収入の見込みから総合的に判断されるものとされ、一時的な収入増で実際の年収が130万円を少々超えたとしても、直ちに扶養から外れるといったことは基本的にはありません。

② **106万円**

従業員101人*以上の企業では、週20時間以上かつ月収88,000円（88,000円×12か月÷106万）以上等の要件を満たすと社会保険に加入することになります。

誤解されやすいのですが、従業員101人*以上の企業で働く方は、たとえ年収が上記①130万円未満であっても、扶養から外れて社会保険に加入する必要があります。

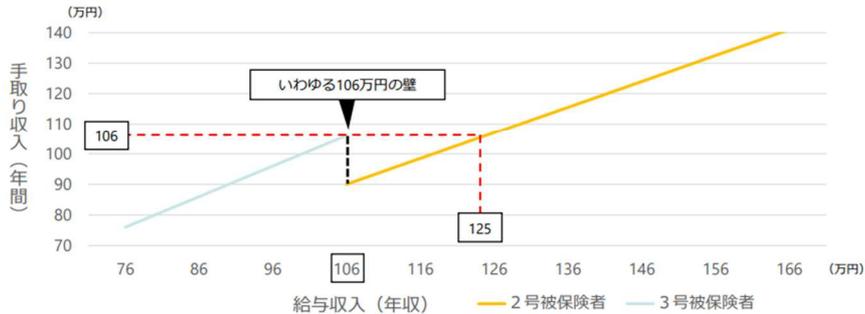
*厚生年金保険加入者数（2024年10月からは51人以上）

社会保険に加入すると、給与から保険料が天引きとなり、手取りが減ります。

ある一定のライン（①であれば約150～160万円、②であれば約125万円）まで収入を増やさなければ、働く時間を増やしたのに手取りは減った…ということになってしまいます。

年収106万円と手取り収入のイメージ

年収106万円の被扶養配偶者が被用者保険の適用を受けると、社会保険料負担により手取り収入が減るが、概ね年収125万円になると手取り収入が戻り、その後は年収増に応じて手取り収入も増える。



※手取り収入の計算にあたっては、給与から社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料）のみを控除した前提とし、税金等については考慮していない。また、令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率1.82%の合計（30.12%）の半分（労使折半）を、本人の保険料負担として計算している。

厚生労働省 資料 [女性の就労の制約と指摘される制度等について（いわゆる「年収の壁」等）](#) より抜粋

このような状況を避けるため、「年収の壁」を意識して働く時間を抑えている人は、「②106万円」の壁の場合、およそ45万人とも推計されています。

政府は、「年収の壁」を意識せず働けるように、以下のような対策を打つことで、人手不足の解消にもつなげたい考えです。

- 一時的な収入増で年収「①130万円」を超えても、直ちには扶養削除とはならない旨を改めて周知するとともに、「連続2年までは扶養内でOK」といった基準を明確化する。
- 年収「②106万円」以上で社会保険に加入することになる従業員について、企業が保険料の全部又は一部を手当として支給した場合、企業に対して助成金を支給する。

具体的な事務手続きや、助成金制度の詳細はまだ発表されていません。

情報が入り次第、お伝えさせて頂ければと思います。

クライアント様向けセミナーのお知らせ

タイトル：「年収の壁」とパートタイマーの働き方について

日時：10月11日（水）16:30～17:30（～18:00 個別相談）

会場：桑原事務所所内 防府市高井1143番地の1

参加費：無料

お申込みはコチラ↓から（又は弊社へ直接ご連絡下さい）

<https://forms.gle/WAdn7n2ox1hb914ZA>

皆様のご参加をお待ちしております。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市大字高井 1143-1

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
